

令和7年度 第4回松戸市脱炭素専門部会 会議録

- 1 日 時：令和7年12月23日(火)14：00～15：00
- 2 場 所：オンライン
- 3 議 事（1）：松戸市グリーン購入等に係る基本方針について
議 事（2）：松戸市地球温暖化対策実行計画の見直しについて
議 事（3）：環境審議会への報告内容について
- 4 出席者：【委員】

- ・奥 真美 部会長
- ・濱島 憲二 副部会長
- ・芦名 秀一 委員
- ・吉川 奈美 委員
- ・角田 辰弘 委員
- ・武田 学 委員

【事務局】

- ・瀬谷 眞一 （環境政策課長）
- ・奈良場 健 （ゼロカーボンシティ推進担当室長）
- ・野中 亮 （補佐）
- ・松戸 孝雄 （主幹）
- ・舟橋 琢磨 （主任主事）

【傍聴者】

1名

5 内容

(事務局)	<p>それではただいまから令和7年度第4回松戸市脱炭素専門部会を開始いたします。司会を務めさせていただきます、環境政策課ゼロカーボンシティ推進担当室の舟橋と申します。</p> <p>はじめに、本日の委員の出席状況についてお知らせいたします。現時点で出席者は6名となっており、松戸市環境審議会条例第8条第2号に基づき、委員の過半数の出席により本会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>それでは、ここからの議事進行を奥部会長にお願いしたいと思います。部会長、よろしくお願いいたします。</p>
(奥部会長)	はい。わかりました。皆様こんにちは。
(一同)	こんにちは。
(奥部会長)	本日もよろしくお願いいたします。ここから私の方で議事進行を務めさせていただきます。本専門部会は公開となっておりますが、今回、傍聴希望者はいらっしゃいますか。
(事務局)	はい、1名の傍聴希望がございましたのでご報告いたします。
(奥部会長)	わかりました。傍聴希望者が1名いらっしゃるということですので、傍聴を許可したいと思います。
(事務局)	本日の資料につきましては、次第に記載させていただいているものを事前にお送りしておりますので、順次共有しながら進めさせていただきます。
(奥部会長)	<p>わかりました。それでは議事に入ってまいります。本日の議題は、次第にございます通り3つございます。</p> <p>(1) 松戸市グリーン購入等にかかる基本方針について</p> <p>(2) 松戸市地球温暖化対策実行計画の見直しについて</p> <p>(3) 環境審議会への報告内容について</p> <p>この順番で進行してまいります。</p> <p>それでは1つ目の松戸市グリーン購入等にかかる基本方針について、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
(事務局)	<p>資料1に基づきまして説明させていただきます。これまで昨年度・本年度と、グリーン購入等にかかる基本方針における公共施設の脱炭素化を目的としたZEB化に関する盛り込み事項について議論させていただきました。</p> <p>令和6年度に作成した素案を庁内照会し、担当課レベルから頂いたご意見をもとに方針を見直した修正案を、第3回の部会において改めて委</p>

	<p>員の皆様にご確認いただいたところでございます。</p> <p>資料の3ページにあります赤字の箇所につきまして、第3回部会での意見として、ZEB化に関する表現についてご指摘がございました。ZEB化の意味合いとして、フルZEBやNearly ZEBといった広義の意味でのZEBを指していることが伝わりづらい、というご指摘を踏まえ、記載ぶりを修正している点がございます。</p> <p>第10条(1)について、前回までは「建物の新築に当たっては、原則として建築物のZEB化及び再生可能エネルギーの導入を図るものとする」という書き方をしておりました。こちらについて、どの基準を採用するのかをより分かりやすく示すため、新しい書きぶりとして「原則として、ZEB Oriented以上のZEB化及び再生可能エネルギーの導入を図るものとする」と修正しております。</p> <p>国の政府実行計画では、今後予定する新築事業について「原則ZEB Oriented相当以上とすること」が掲げられていることを踏まえ、本方針においても同様の考え方から、新築に当たっては原則ZEB Orientedとすることとしております。また、「ZEB Oriented以上」という書きぶりとすることで、可能な場合にさらに高い基準の導入を推進することを目指すこととしました。以上、修正内容の説明となります。</p>
(奥部会長)	<p>ご説明ありがとうございます。ただいま事務局から修正箇所について説明がりましたが、いかがでしょうか。前回、芦名委員からのご指摘だったかと思いますが、それを踏まえて第10条(1)の一部に修正を加えていただいております。いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。</p> <p>それ以外のところは前回ご審議いただいて、特にご意見・ご指摘がなかったかと思っておりますので、そのままとなっております。よろしいでしょうか。それでは、グリーン購入等の基本方針については、事務局でお示しくださった修正案でご異議なしということですので、確定とさせていただきます。ありがとうございます。</p> <p>では次の議事ですが、松戸市地球温暖化対策実行計画の見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。</p>
(事務局)	<p>資料2の説明の前に、まず参考資料1について簡単にご説明いたします。参考資料1として、「松戸市環境未来会議2025」からの提案を添付しております。今回の区域施策編の改定に当たり、市民からの意見として松戸市で開催している松戸市環境未来会議による提案内容等を参考に、施策の見直しや強化を行っているため、参考資料として添付しております。</p> <p>松戸市では、2023年度から本年度までの3年間にわたり、気候市民会議の一種として松戸市環境未来会議を開催しております。本年度は6</p>

月から10月にかけて5回の会議を開催し、気候変動や脱炭素に関する専門家等にお越しいただき、情報のインプットを行ったうえで、市民目線での地球温暖化対策の提案等を実施しております。10月開催の第5回では、それまで提案された82個の取組について、参加者自身による投票を実施しております。提案内容や投票結果については参考資料1に取りまとめ案として整理しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

それでは資料2の方に移らせていただきます。前回の部会において骨子案をお示したところでございます。まず、目次ですが、4章構成となっております。第1章は計画の基本事項として、策定の背景や意義、第2章は市域の現況や課題として、市の温室効果ガス排出量の推移、再生可能エネルギー導入の推移、分野別の課題や現況等を整理しております。第3章では施策を取りまとめ、本日の部会で特に議論いただきたいのは、この第3章に掲げられている施策内容となっております。

中身について簡単にご説明いたします。2ページ目からご覧ください。現行の松戸市の実行計画と似たタテツケではありますが、今回は改定・見直しということで、現行の計画を最新の内容にアップデートしていくことを目的に素案を作成しております。

例えば3ページ目では、2022年改定時点では報告書として取りまとめが済んでいなかったIPCC第6次報告書やCOP28の開催等について新たに盛り込んでおります。

5ページ目では、国の地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画等について記載しておりますが、こちらについては2025年に新たに決定されている事項がございますので、そうした新たな内容も反映しております。

9ページ目、計画の基本的事項について、目的・位置づけは現行と同様のタテツケで整理しており、地球温暖化対策推進法に基づく実行計画（区域施策編）及び気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画に相当する計画として取りまとめております。

10ページ目、計画期間・目標年度について、計画の目標年度は2030年度としておりますが、国において地球温暖化対策計画が新たに閣議決定され、その中で2035年度・2040年度の中期目標が掲げられていることから、本計画においても2050年までの長期目標の間の、中期目標を国と同様に掲げております。

19ページ目、温室効果ガス排出量の推移については、2021年度まで年々減少傾向にあります。現状は2021年度までとなっておりますが、今後、最新の数値として2022年度値が改定時期までに公表される予定でございますので、計画の公表時までには2022年度の値を追加する予

定です。

20 ページ目、BAU 推計を実施しております。2040 年度頃まで、人口増加や事業所の増加等により松戸市の排出量が大きく減少する推計にはなっており、将来的には排出量が減りづらい状況が見込まれます。そうした点も受け、施策の見直しや強化を第 3 章で行っております。

21 ページ目、再生可能エネルギー導入量の推移は 2023 年度まで年々増加傾向にあります。2050 年のゼロカーボンを目指すに当たっては、より多くの再生可能エネルギーの導入と温室効果ガス排出量削減が必要となります。これを踏まえ、27 ページ目以降に温室効果ガス排出量削減に向けた施策（第 3 章）を取りまとめしております。

28 ページ目、本市が目指す将来の姿として「みんなでつくる 脱炭素のまち まつど」を掲げ、2050 年の脱炭素社会のイメージとして、現行計画に引き続き長期目標として位置づけています。

また、計画で目指すまちの姿として、基本方針は現行の 4 つから 5 つとしております。新たに増えた基本方針は、「再生可能エネルギーの普及促進」です。

31 ページにまいりますが、松戸市では令和 6 年度の脱炭素専門部会において、2030 年度及び 2050 年度の再生可能エネルギー導入目標を設定しております。導入目標の達成に向け、施策の強化が必要であるという背景から、新たな基本方針として「再生可能エネルギーの普及促進」を掲げております。

32 ページ目以降、目標達成に向けた施策については資料 2-2 に概要を取りまとめしておりますので、本日は資料 2-2 に基づき簡単にご説明いたします。資料 2-2 では、区域施策編の施策体系及び施策を概要版として整理しており、改定計画に掲載を検討している施策を柱ごとに記載しております。

基本方針 1「省エネルギーの徹底」では、柱 1-1 として「家庭・事業所における省エネルギー化の促進」を掲げております。家庭における省エネルギー行動の促進として、ホームページや広報での情報提供、イベントなどでの働きかけを検討しており、普及啓発を通じて市民の省エネ行動の定着・促進を目指します。

事業所における省エネルギー行動の促進としては、「松戸市 SDGs キャラバンメンバーシップ」への登録を位置づけています。現行計画では「地球温暖化対策推進事業所」への登録としていましたが、制度統合により名称が変更されたため更新しています。その他、エコチューニング実施の呼びかけ、グリーン調達や環境配慮型製品の普及啓発、環境マネジメントシステムの導入促進を掲げています。

家庭・事業所における省エネルギー型設備等の導入促進として、省エ

ネ機器・設備導入のための補助金等の実施を想定しております。事業所向けには、商店会や複数の商店が取り組む省エネ機器・設備の導入促進も検討しております。3Rの推進として、3R運動の普及啓発も施策として盛り込むことを検討しています。

柱1-2「効率的なエネルギー管理の促進」では、家庭・事業所における効率的なエネルギー管理の促進として、省エネルギー設備の導入支援に加え、省エネルギー診断や、診断に基づく設備改修に対する支援実施、BEMSやFEMSの導入促進等により、効率的なエネルギー管理や見える化を図ります。

柱1-3「市における率直的省エネルギー対策の実施」では、職員の率直的な取り組みの推進として、松戸市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく省エネルギー化、職員向け研修の実施を挙げています。他にも、公共施設における省エネ設備の導入・更新の検討、公共施設や市営住宅の改築・改修における省エネ性能向上や長寿命化の推進を掲げています。新規施策として、市役所機能再編や公共施設再編におけるZEB採用の検討、充電設備の検討も掲げております。ZEBの採用については、本部会で議論する内容に関連するところでございます。

基本方針2「再生可能エネルギーの普及促進」では、柱2-1として「家庭・事業所における再生可能エネルギーの活用」を掲げています。家庭向けには、再エネ由来電力を供給している電力会社への切り替えの呼びかけ、住宅への再生可能エネルギー設備の導入支援を想定しています。あわせて、本部会で議論いただいた住宅新築時に建築士が建築主へ再エネ導入に関する説明を行う施策の検討等も位置づけています。事業所向けにも、事業所における再生可能エネルギー設備の導入支援、再エネ由来電力を供給している電力会社への切り替えの呼びかけを掲げています。

柱2-2「市有施設における再生可能エネルギーの活用」では、公共施設におけるペロブスカイト等再生可能エネルギー設備の導入・更新の検討を掲げています。従来のシリコン型の太陽電池の導入は市でも導入が進められてきましたが、次世代型太陽電池等の率直的利活用の検討も含め、新規施策として位置づけています。また、各施設における電気契約の際の環境配慮契約の採用の促進を入れております。さらに、市役所機能再編や公共施設再編におけるZEBの採用の検討や、廃棄物処理施設における熱や電力の有効活用の検討等も掲げています。

柱2-3「エネルギーの地産地消の促進」では、エネルギーの面的利用として、防災拠点における自立分散型エネルギーシステムの構築検討、スマートグリッド等の実現化方策の検討、家庭・事業所への蓄電池導入推進を掲げています。さらに、新規施策として太陽光発電設置事業者認

定制度等の太陽光発電の普及促進に資する施策の検討がございます。こちらは、昨年度・本年度と部会で様々な促進に関する施策を検討いただいたところでございますが、検討結果として見送ったところもございしますので、その他にも考えられるものがあればという意味合いで、入れ込んでいる施策です。他にも新規施策として卒FIT電力の余剰電力買取など、エネルギーの地産地消に向けた施策の検討等も盛り込んでいます。FIT制度がはじまって期間も経っておりますので、卒FIT後の余剰電力の扱いについても検討が必要と考えております。

柱2-4「電化・燃料転換の促進」では、家庭・事業所における設備の電化の促進とあわせて、燃料転換の促進として、クリーンエネルギーの市内への供給の仕組みの検討と、燃料電池の導入の促進を掲げています。

基本方針3「脱炭素型のまちづくりの推進」では、柱3-1「脱炭素型のまちへの転換」で住まいや建物のエネルギー性能の向上として、環境性能を向上させる改修工事の支援、ZEH・ZEBなど省エネルギー住宅等の導入支援、長期優良住宅の認定制度等の普及促進等を掲げています。また、脱炭素型まちづくりの推進では、都市機能や居住誘導、公共交通の充実、そして新規に都市開発等における環境配慮型まちづくりの推進も盛り込んでいます。

柱3-2「環境負荷の少ない公共交通・自転車等の利用促進」では、路線バス、コミュニティバス、タクシー等の利用促進、シェアモビリティ事業の推進、公共交通機関の利用促進、歩行者や自転車が通行しやすい道路整備、利用環境の向上、交通の円滑化による環境負荷の低減、道路ネットワークの整備推進を掲げています。

柱3-3「次世代型自動車への乗り換えの推進」では、次世代自動車の導入促進として、エコドライブの実施やカーシェアリング利用の働きかけ、電気自動車の導入促進のための支援策の検討、燃料電池自動車の導入促進のための支援策の検討を掲げています。また、次世代型自動車の普及に向けた環境整備では、急速充電設備や普通充電設備等の補助の実施、水素ステーションの普及のための支援策の検討を盛り込んでおります。

基本方針4「気候変動への適応の推進」では、柱4-1「気候変動に伴う災害対策の推進」として、洪水・内水ハザードマップ、安全安心情報のメール配信サービス、防災マップアプリの周知、河川改修や排水路の計画的な整備、雨水貯留施設の設置の促進、排水施設の整備や適切な管理を掲げています。また、グリーンインフラ推進として、都市緑化の推進やみどりの保全・整備の推進、屋上緑化や緑のカーテンの普及を掲げています。柱4-2「気候変動に起因した健康影響被害の軽減」として、

熱中症予防のための注意喚起、涼みどころの開設、熱中症特別警戒アラート時のクーリングシェルターの開放、病害虫の分布拡大による感染症リスクの情報提供を掲げています。

最後に、基本方針5「地域における連携の推進」では、包括連携協定等に基づく産学官金の連携検討、新規施策として中小企業の脱炭素経営への転換支援の検討、農産物の地産地消・ブランド化の推進、市の施策への協力事業者の拡大を挙げています。また、環境活動・環境教育の推進として、環境配慮活動を推進するための情報発信、各主体が交流するための施策や連携して環境活動に取り組める仕組みの充実、環境学習出前講座の実施、新規施策として市民団体等と連携した子供向け体験型環境普及啓発イベントの実施を掲げています。

続いて資料2-3の説明です。

先ほど資料2-2でご説明させていただいた施策につきましては、今回の改定計画において新たに盛り込みを検討している施策を含んでおります。削減目標の達成に向けては、施策の強化や追加が重要であると考えており、本日の部会では、改定計画において新たに盛り込みが考えられる施策についてご意見を伺いたいと考えております。

新規施策の推進に当たっては、具体的な方策の検討が重要となりますので、今回の部会では持ち越しとなりますが、第5回脱炭素専門部会において、新規施策の具体的方策についても検討・協議を予定しております。本日は、簡単なお説明となってしまいましたが、改定計画において、今回ご説明したものの以外にも、もう少し盛り込みが考えられそうな新規施策や、他自治体で実施している取組、最近のトレンドなどについて、忌憚のないご意見をいただければと考えております。

なお、改定計画における新規施策案として、いくつか厳選して資料に掲載しております。こちらについては、第5回脱炭素専門部会に向けて、他自治体の事例や国の施策動向などを中心に整理し、松戸市における施策実行のための具体方策等を検討していく予定でございます。

例えば、基本方針2の柱2-2で掲げております市有施設へのペロブスカイト太陽電池の導入についてですが、こちらは都市部の狭小な建物や、耐震性等の課題がある既存建物に対しても導入可能な手法として近年注目されています。軽量で、壁面への導入も可能であることから、今後全国の自治体での導入促進が見込まれています。そうした点も踏まえ、松戸市においても率先的に、他自治体に先駆けて取り組むことが考えられるのではないかと考えております。

また、その下に記載している太陽光発電設置事業者認定制度の検討についてですが、市民アンケートや、松戸市環境未来会議、過去に実施した事業者アンケート等においても、太陽光発電を設置する際の懸念事項

	<p>として、事業者選定が挙げられていました。こうした意見を踏まえ、太陽光発電設置事業者の認定制度を導入することで、安全・安心な太陽光発電の導入促進が図れるのではないかとこの考えから、盛り込んでいる次第です。</p> <p>また、都市開発における環境配慮型まちづくりの推進については、今後も市内への人口流入や事業所の増加が続くことが見込まれ、都市開発が進むことが想定されます。新たな開発が行われる際に、環境に配慮したまちづくりが進むよう、ガイドラインの作成や、誘導施策の検討が可能かどうかを検討していきたいと考えています。</p> <p>さらに、地域金融機関等との連携による中小企業脱炭素化支援についてですが、近年、サプライチェーン全体での脱炭素化の必要性が高まっており、中小企業の脱炭素経営への転換支援が重要となっています。松戸市では、11月に17の地域金融機関等と連携協定を締結しており、こうした既存の連携体制を活用した施策展開ができればと考えております。</p> <p>以上、資料の説明となりますが、本日の部会では、新規施策について、忌憚のないご意見をいただければと考えております。よろしくお願いいたします。</p>
(奥部会長)	<p>ご説明ありがとうございました。それでは、ただいま資料2-1から2-3にかけてご説明をいただきましたが、本日は計画に記載する新規施策として考えられるものについて、ぜひアイデアをいただきたいということでございます。これ以外の内容についても、ご意見やご質問があればお願いいたします。資料のどこからでも結構です。芦名委員、お願いいたします。</p>
(芦名委員)	<p>ご説明ありがとうございます。非常に細かい点になりますが、まず本体計画の資料2-1について、地球温暖化対策計画の改定時期が2025年7月となっておりますので、表記の修正をお願いできればと思います。</p> <p>それから、本体の内容についてですが、冒頭で松戸市環境未来会議からの提案があったという説明がありました。資料を拝見すると、今年度だけでなく、昨年度の「消費・生活」をテーマとした議論も含めて取り組まれてきたことが分かります。ただ、ご説明の中では、未来会議の提案に基づく施策として具体的に言及された箇所が1か所程度だったように感じました。ほかにも、市民会議から出てきた意見が反映されている箇所があるのか、あるいは検討はしたが、計画には反映しきれていないものがあるのか、その点について補足説明をいただければありがたいと思います。</p>
(事務局)	<p>ありがとうございます。今回、松戸市環境未来会議では、第1回から</p>

	<p>第5回までの5回の会議を通じて、最終的に82の取組提案がまとめられました。特に多く挙がっていた意見としては、再生可能エネルギーの導入や、EV・FCVなど移動手段に関する取組が挙げられます。</p> <p>具体的に、どの提案がどの施策に直接反映されているかをこの場でお示しするのは難しい部分もありますが、例えば、再生可能エネルギー由来の電力を選びたいという意見を踏まえ、再エネ電力への切替に関する普及啓発を施策として盛り込んでいます。また、再エネ導入に当たって事業者選定に不安があるという意見を踏まえ、太陽光発電設置事業者認定制度を新規施策として検討しています。</p> <p>また、断熱改修に関する関心も高く、第2回・第3回の会議では断熱に関する情報提供を行ったところ、より深く知りたいという意見を多くいただきました。個別の断熱改修施策として明確に整理することは難しい面もありますが、省エネ住宅やZEB等の導入支援として、施策に反映しています。</p> <p>細かい点まで十分にご説明できず申し訳ありませんが、市民からのご意見を踏まえ、現行計画から施策を強化している点はこの他にもございます。</p>
(芦名委員)	<p>ありがとうございます。今のご説明で、市民会議の提案がさまざまな形で反映されているという点は理解しました。できれば、計画本文に直接書き込むかどうかは別として、どの柱にどの提案が関係しているのかが分かるような整理があると、松戸市環境未来会議に参加された市民の皆様にも成果が上手くリンクしている点に分かりやすくなると思います。その点についてはご検討いただければと思います。ありがとうございます。</p>
(奥部会長)	<p>ありがとうございます。それでは、そのような方向で検討するということがよろしいでしょうか。</p>
(事務局)	<p>補足となりますが、もともと松戸市環境未来会議で出た案については、実行計画に反映するという前提で会議を実施しています。参考資料1は今年度分のまとめ資料ですが、昨年度実施した「消費・生活」の部分もまとめて、計画に入れ込むこともあるかと思いますので、それは順次整えながら進めます。</p>
(奥部会長)	<p>それではそのような進め方で良いかと思しますので、よろしく願いいたします。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>
(濱島副部会長)	<p>基本方針4の「気候変動への適応の推進」、いわゆる災害対策についてですが、事業所向けの災害対策としては、必ずしも災害対策だけでは</p>

	<p>ないのですが、BCP や事業継続力強化計画の策定促進といった取組も法制度上位置づけられているかと思います。</p> <p>この計画は基本的に環境基本計画の中に位置づけられているため、区域施策編の中に BCP のような内容を入れるべきか、あるいは市の防災計画等で反映するのか、その整理について確認したく、質問させていただきました。</p>
(事務局)	<p>BCP 策定の推進については、他自治体でも文言として盛り込まれている事例がございます。ただし、松戸市としてどのような形で推進していくのかという点は重要な検討事項であり、現時点では、BCP を施策として盛り込むかどうかについては、引き続き検討させていただきたいと考えております。ご意見ありがとうございます。</p>
(奥部会長)	<p>私から1点、基本方針2の柱2-4に記載している「クリーンエネルギー」についてですが、ここで想定しているクリーンエネルギーの範囲を確認させてください。</p>
(事務局)	<p>こちらについては、水素やカーボンニュートラルガスなどを含めた一般的な概念を想定しております。松戸市では、京葉ガス様とゼロカーボンシティ実現に向けた連携協定を締結しており、その中でもクリーンエネルギーの調達が位置づけられています。そうした点も踏まえ、燃料転換の文脈で記載しています。</p>
(奥部会長)	<p>分かりました。内容が明確になれば構いませんので、クリーンエネルギーに何が含まれるのかは非常に重要なポイントですので、用語の定義をどこかで明確に示していただけると良いと思います。全体を通してですが、言葉の定義は後程しっかりと示していただくと良いと思います。ありがとうございます。</p> <p>他はいかがでしょうか。</p>
(芦名委員)	<p>基本方針2の市民による取組の2つ目の項目についてですが、「電力契約の際は、クリーンな電力を販売する電気事業者を選択する」とあります。再生可能エネルギーを活用したクリーンな電力を販売する電気事業者であれば、実際購入するのがそうじゃなくても良いと理屈上は見えるわけですが、事業者向けでは「クリーンな電力を購入する」と明確に書かれております。市民向けは「事業者を選択する」という表現について、何か意図があるのか、確認させてください。</p>
(事務局)	<p>ご指摘のとおりで、文言の選び方としては、「クリーンな電力メニューを選択する」など、電力そのものを選ぶ表現の方が適切かと思えます。ここについては、クリーンな電力を購入することが明確に分かるよう、修正させていただきます。ご指摘ありがとうございます。</p>

<p>(奥部会長)</p>	<p>ありがとうございます。それではそのようにご対応いただければと思います。</p> <p>全体を通してですが、「検討する」という表現が多く、2030年までの計画であることを考えると、5年間検討だけして終わってしまうように読めなくもないかと思います。検討していただくのは良いですが、実現にいかに関わりつけていくかということが重要です。「検討します」というのが、余りにも多く、そこが目立ってしまうので、検討だけに終わらないような表現を全体をとしてできないものかと思います。最終的にどう表現するかについて、引き続きご検討いただければと思います。</p> <p>議題につきましては割と新規のものも含めて網羅的にうまく今回整理していただいていますので、少し細かいところや、特に適応策のところにBCPに関連する施策も盛り込めないかといったような具体的なお指摘もありましたので、事務局の方で引き取って、検討していただければと思います。次回、計画の最終案をお示しいただくということになりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、次の議事に移らせていただきます。環境審議会への報告内容について、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>ありがとうございます。今回、専門部会の方で検討した事項につきましては、「松戸市脱炭素政策の検討について」という題目で、環境審議会から脱炭素専門部会へ付議されております。こちらの内容について、審議会に報告する際の内容を取りまとめている次第でございます。</p> <p>審議会の方から付議された内容につきましては、昨年度、令和6年度から本年度にかけて検討させていただいた、再生可能エネルギー等促進制度の導入について、そして2つ目が再生可能エネルギー利用促進区域の設定について、3つ目が公共施設における脱炭素化の促進についてでございます。その他としまして、再エネ導入目標などを実行計画に反映するための改定案の作成についても付議されております。そちらの内容につきまして、環境審議会に報告する内容を資料3にまとめてございます。簡単にご説明いたします。</p> <p>こちらの検討内容については、令和6年度の専門部会から今年度にかけて継続して検討してきた内容となっておりますので、まとめて中間報告という形で整理させていただいているところでございます。</p> <p>松戸市再エネ導入促進制度の検討については、令和6年度において、まず松戸市脱炭素条例の制定に向けた検討を行い、条例案の骨子を作成させていただいたところでございます。国の制度として、住宅トッパー制度の拡充に伴い、大手住宅事業者等を対象とした新築戸建住宅への太陽光発電設備の設置に係る基準が新たに適用されることとなりま</p>

したため、引き続き令和 7 年度、本年度についても条例制定について検討を行う方針としておりました。

2 ページ目にまいりますが、そういった国制度の波及効果の試算をした結果、国制度により見込まれる再エネ導入量が、松戸市が独自に検討していた導入促進制度による導入見込み量を上回ることが判明いたしました。そのため、本年度の専門部会の検討結果では、国のトップランナー制度による再エネ導入の効果も見込まれる中で、松戸市独自の規制を設けることは適当ではないという判断から、市独自の制度については見送ることといたしました。ただし、今後は国制度による市内への影響を注視するとともに、他自治体の動向等についても引き続き情報収集に努め、必要に応じて制度について再検討を行うものとして整理しております。

続いて 3 ページ目でございます。こちらは再エネ利用促進計画の検討についてでございます。令和 4 年に建築物省エネ法が改正されたことから、建築物再エネ利用促進区域制度が創設されております。こうした中、松戸市においても令和 6 年度の専門部会において促進計画案を作成し、促進区域、対象設備の種類、特例許可要件等の整理とともに、建築士の説明義務についても、松戸市脱炭素条例において導入促進制度と合わせて規定する方向で議論を進めていたところでございます。

しかし、特例許可制度の精査や条例に関する調整に時間を要することから、計画策定については令和 7 年度も引き続き検討を行うということで終えておりました。

4 ページ目にまいりますが、本年度の検討結果としまして、建築士から建築主への再エネ設備設置に関する説明制度の実効性を確保するためには、促進計画と並行して条例による規定が不可欠となっております。しかし、先ほどご説明のとおり、本年度の専門部会において導入促進制度について見送る方針としたことから、建築士の説明義務に係る規定方法の再検討が必要となっております。

このため、説明義務を盛り込むことを前提としていた促進計画の公表についても、今年度は見送ることといたしました。なお、包括的な条例制定は見送るものの、建築士の説明義務制度の裏付けとなる条例規定については、単独での制定も含め、引き続き検討を行うことといたします。

続いて 5 ページ目、グリーン購入等に係る基本方針の改定についてでございます。令和 6 年度の専門部会においては、グリーン購入等の基本方針において、建築物に係る契約を追加する方針を固めました。近年、公共施設の ZEB 化事例が増加していることから、公共施設の ZEB 化を促

	<p>進するため、建築物に係る契約の中で ZEB 化を検討することを原則として図るものとする、という文言を新たに追加する方針といたしました。</p> <p>6 ページ目にまいります。本年度の検討結果としましては、令和 6 年度に取りまとめた改定案について庁内照会を実施したところ、円滑な制度運用を図る観点から、建築物に係る契約に関する部分の記述を、令和 6 年度案から一部簡素化する修正を行いました。今後は、本日の部会でも異論がなかったことから、修正案について改めて庁内で説明を行った上で、公表に向けた手続きを進める予定でございます。</p> <p>最後に、松戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定についてでございます。こちらは先ほどもご説明させていただいた内容となりますので、説明を割愛させていただきます。以上、今度の環境審議会において報告する内容として取りまとめてございます。</p> <p>なお、資料 4、資料 5 につきましては、現行計画に記載されている取組に関する令和 6 年度の進捗状況を取りまとめたものでございます。各担当課が、こういった取組状況であるのか最新情報を整理したもので、既に実施している取組が多くある一方で、検討中として引き続き実行に向けた方策を整理しているものもでございます。細かい説明は割愛いたしますが、ご覧いただければと思います。資料の説明は以上となります。</p>
(奥部会長)	<p>ありがとうございます。今最後にご説明いただいた資料 4 と資料 5 は、委員の皆様にご確認いただければという、ご参考までという趣旨ですか。</p>
(事務局)	<p>はい。こちらについても取りまとめて、改定計画の方に進捗状況として取り込む予定でございますので、参考までにお示しさせていただいたところでございます。</p>
(奥部会長)	<p>分かりました。まずは環境審議会への報告内容についてということでしたので、資料 3 についてご説明いただいた内容を、環境審議会からの付議を受けて本部会において検討してきて、その結果をこのように取りまとめたということで、環境審議会に私から報告する内容ということですね。環境審議会の開催はいつでしょうか。</p>
(事務局)	<p>環境審議会が次回 3 月 23 日、次々回が次年度の 5 月頃でございます。次回、3 月の時点では中間報告を奥先生にお願いする予定でございます。5 月の次々回で本年度部会の検討内容の正式な報告をいたします。3 月の中間報告はそのタタキ台のような位置づけとなります。</p>
(奥部会長)	<p>資料 3 は最終報告のタタキ台ということでしょうか。それともこれを中間報告として環境審議会でご報告するのですか。</p>
(事務局)	<p>3 月の中間報告については、どこまでお出しするかは奥先生と相談さ</p>

	<p>せていただければと思います。文章で出すのか、口頭で説明するのもも含めて事務局で検討します。来年度5月の本報告の時は、この用紙に沿った形をベースとした報告がなされます。</p>
(奥部会長)	<p>5月の時点では、最終報告で正式に資料3に近いような形で整理されるということですね。ありがとうございます。脱炭素条例の扱い、説明義務の話、促進計画の話などは既に一定の結論が出ていると思います。一方で、地球温暖化対策実行計画については次回も引き続き内容の検討を行うので、まだ完結していない部分もあります。現時点でまとめたいただいた資料3の内容について、委員の皆様からお気づきの点等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。</p> <p>特にご質問等もないようですので、最終的にどのような形で中間報告を審議会で行うかについては、まだ固まっていないようですが、次回部会で「このような形で報告します」ということをお示しできますね。</p>
(事務局)	<p>はい。</p>
(奥部会長)	<p>それでは、中間報告の内容はまた部会でご確認いただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>それでは、最後に、3 その他に移らせていただきます。事務局からございますか。</p>
(事務局)	<p>閉会の前に事務局より次回のご連絡をさせていただきます。第5回の部会は、年明け1月20日火曜日午後2時からオンライン会議での開催を予定しております。以上となります。</p>
(奥部会長)	<p>ありがとうございます。次回が1月20日午後2時からオンライン会議の予定ということですので、委員の皆様は、ご予約くださいますようお願いいたします。本日も事務局からの説明内容に対しましてご意見などいただきまして、またご確認いただきまして、どうもありがとうございました。では、以上をもちまして第4回松戸市脱炭素専門部会を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。司会を事務局にお返しいたします。</p>
(事務局)	<p>奥部会長ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、本日は忌憚のないご意見賜り誠にありがとうございます。以上をもちまして第4回松戸市脱炭素専門部会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>

【議事終了】

以 上